

○職員手当の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

・期末手当・勤勉手当 ※国の制度と同じ

| |
|------------------------------------|
| 1人あたり平均支給額 (平成 26 年度) : 149 万 4 千円 |
| 平成 26 年度支給割合 |
| ・ 期末手当 : 2.60 月分 (1.45 月分) |
| ・ 勤勉手当 : 1.50 月分 (0.70 月分) |
| ※ () 内は再任用職員の支給割合です。 |
| 職制上の段階・職務の級等による加算措置あり |

・退職手当 ※国の制度と同じ

| |
|------------------------|
| 1人あたり平均支給額 (平成 26 年度) |
| ・ 自己都合 : 87 万 3 千円 |
| ・ 勤奨・定年 : 2,357 万 4 千円 |

| 支給率 | 自己都合 | 勤奨・定年 |
|---------|-----------|-------------|
| 勤続 20 年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 |
| 勤続 25 年 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 |
| 勤続 35 年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 |
| 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 |

※その他の加算措置 : 定年前早期退職特別措置 2 ~ 20% 加算

・地域手当 (普通会計)

| | |
|--------------------------------------|------------------|
| 支給実績 (平成 26 年度決算) | 1 億 4,768 万 2 千円 |
| 支給対象職員 1 人あたり 平均支給年額 (平成 26 年度決算) | 275,013 円 |
| 支給対象地域 | 市内全域 |
| 支給率 | 7% |
| 支給対象職員数 | 537 人 |
| 国の制度 (支給率) | 10% |

(注)平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 3 年間、支給率を 7% から 2% に削減していました。

※普通会計とは、国民健康保険事業・介護保険事業等の特別会計と水道事業・下水道事業の企業会計を除いたものをいいます。
 ※一般行政職とは、特別職 (市長・議員等)・技能労務職・消防職・教育職などを除いた職員をいいます。

・扶養手当 ※国の制度と同じ

| 内容 | 支給実績 |
|---|--|
| ・ 配偶者 : 13,000 円 | 5,692 万 8 千円 (支給職員 1 人あたり 平均支給年額 : 237,200 円) |
| ・ 配偶者以外 : 6,500 円 (配偶者のない職員の扶養親族 1 人 : 11,000 円) | |
| ・ 満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子 : 1 人につき 5,000 円加算 | |

・住居手当 ※国の制度と同じ

| 内容 | 支給実績 |
|--|--|
| ・ 借家 : 最高支給限度額 27,000 円 ※平成 24 年度より 持ち家主居手当を廃止 | 1,898 万 6 千円 (支給職員 1 人あたり 平均 支給年額 : 267,408 円) |

・通勤手当 ※国の制度と支給額が一部異なる

| 内容 | 支給実績 |
|---------------------------------|--|
| ・ 交通機関利用者 : 最高支給限度額 55,000 円 | 4,554 万 5 千円 (支給職員 1 人あたり 平均支給年額 : 97,946 円) |
| ・ 交通用具利用者 : 2Km 以上 5Km ごとに設定 | |

・時間外勤務手当 (普通会計)

| 区分 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------|--------------|--------------|
| 支給総額 | 9,662 万 3 千円 | 8,019 万 9 千円 |
| 職員 1 人あたり支給年額 | 233,388 円 | 223,395 円 |

・特殊勤務手当 (普通会計) (全職種)

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 支給実績 (平成 26 年度決算) | 2,342 万円 |
| 支給対象職員 1 人あたり 平均支給年額 (平成 26 年度決算) | 433,703 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 10.0% |
| 手当の種類 (手当数) | 3 |

勤務時間 その他の勤務条件の状況

○勤務時間

月～金曜 (休日・祝日を除く) 8 時 30 分～17 時 15 分
 うち休憩時間 1 時間、1 日 7 時間 45 分勤務
 (本庁などの場合、一部出先機関(クリーンセンター等)を除く)

○年次有給休暇

1 年度につき 20 日付与 (現年度付与のみ翌年度に繰越可能)。
 平成 26 年度 平均取得日数 : 9.3 日

○特別休暇の種類など

ドナー休暇・ボランティア休暇・子の結婚休暇・結婚休暇・
 産前休暇・産後休暇・生理休暇・育児時間休暇・育児参加
 休暇・配偶者の出産・忌引休暇・夏季休暇・リフレッシュ休暇・
 妊娠通勤緩和休暇・子の看病休暇・病気休暇・介護休暇

服務・研修の状況 (平成26年度実施内容)

・奈良県市町村職員研修センター実施分

【一般研修】42 人 : 各種階層別研修 (新規採用職員・中堅・
 係長・課長補佐級・課長級)

【専門研修】46 人 : 滞納整理事務研修/法学 (民法・地方
 自治法) 研修/契約事務研修/補助事業執行適正化研修/
 パソコン研修/文書作成力向上研修/実践 OJT 研修等

・その他派遣研修 254 人 : 人権を考える市民集会等 各種人
 権研修/自治大学研修等

・独自研修 275 人 : 手話研修/新規採用職員研修/バリア
 フリー研修/基本事務研修/キャリアデザインセミナー
 /メンタルヘルス研修/自殺予防対策研修

福利厚生などの状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第 42 条の規定にも
 とづき、大和郡山市職員共済組合を設置し、職員の元気回復、
 その他厚生に関する事業を行っています。

この職員共済組合は、職員の会費 (毎月の給料月額に
 1000 分の 5 を乗じた額) で運用されています。

また、職員の共済制度は地方公務員等共済組合法にもとづ
 き、職員と市が分担拠出する財源により、短期給付事業 (医
 療関係等)、長期給付事業 (年金関係)、福祉事業 (人間ドッ
 ク事業等) を行っており、厚生年金・国民年金・健康保険・
 国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

公務災害補償・利益の保護の状況

○公務災害補償の概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合
 には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

| | | |
|------|---------------|--------------|
| 公務災害 | 傷病 : 7 死亡 : 0 | (平成 26 年度実績) |
| 通勤災害 | 傷病 : 1 死亡 : 0 | |

○公平委員会の状況

| 業務の種類 | 件数 |
|-----------------|-----|
| 勤務条件に関する措置の要求 | 0 件 |
| 不利益処分に関する不服申し立て | 0 件 |
| 苦情の処理 | 0 件 |